

議案第 37 号

関市附属機関設置条例の一部改正について

関市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 4 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

関市高齢者施策等運営協議会の所掌事務を改めるため、この条例を定めようとする。

関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

関市附属機関設置条例（平成25年関市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表関市高齢者施策等運営協議会の項所掌事務の欄第4号中「地域密着型サービス」を「指定地域密着型サービス事業者」に改め、同欄に次の1号を加える。

- (5) 指定介護予防支援事業者の指定及び運営に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。